

とよた地域クラブ活動ガイドライン (案)

令和8年9月（運用開始予定）
豊田市・豊田市教育委員会

目 次

1 活動の運営

(1) 活動方針	1
(2) 運営方針	1
(3) 体制	1
(4) 入会	2
(5) 退会	3
(6) 活動	4
(7) 地域指導者	4
(8) 安全確保	5
(9) 健康管理	6
(10) 事故発生時の対応	6

2 地域指導者による指導

(1) 地域指導者の役割	7
(2) 地域指導者の区分	7
(3) 目標設定	8
(4) 効果的・効率的な指導	9
(5) 練習量	9
(6) 指導力の向上	9
(7) 不適切な指導の防止	10

3 クラブコーディネーターによる運営事務

(1) クラブコーディネーターの役割	10
(2) クラブコーディネーターの区分	11
(3) 安全管理・緊急対応	11
(4) 運営費管理	11

4 学校との連携

(1) 学校施設の利用	12
(2) とよた地域クラブ活動の連携における具体的な連携内容	12
(3) 新種目の立ち上げ・合同活動	14
(4) 教職員の参加	14

5 相談・対応フロー

	14
--	----

1 活動の運営

(1) 活動方針

- とよた地域クラブ活動（以下「とよクラ」という。）は、こどもたちの貴重な学びや体験機会を保障するとともに、地域の大人とこどもが共に活動することで、地域への愛着を育むことを目的とし、地域ぐるみでこどもを育てる持続可能な体制を構築し、スポーツ・文化芸術活動を通じて、こどもたちが地域社会とつながり、生涯にわたって活躍できる「人づくり」及び「まちづくり」を目指す。
- とよクラの活動は、勝利至上主義に陥ることなく、生涯スポーツ・生涯学習の視点に立ち、こどもたちが自ら進んで活動に親しむ資質や能力を育成するとともに、様々な体験を通じて将来を考えるきっかけとすることを目指す。

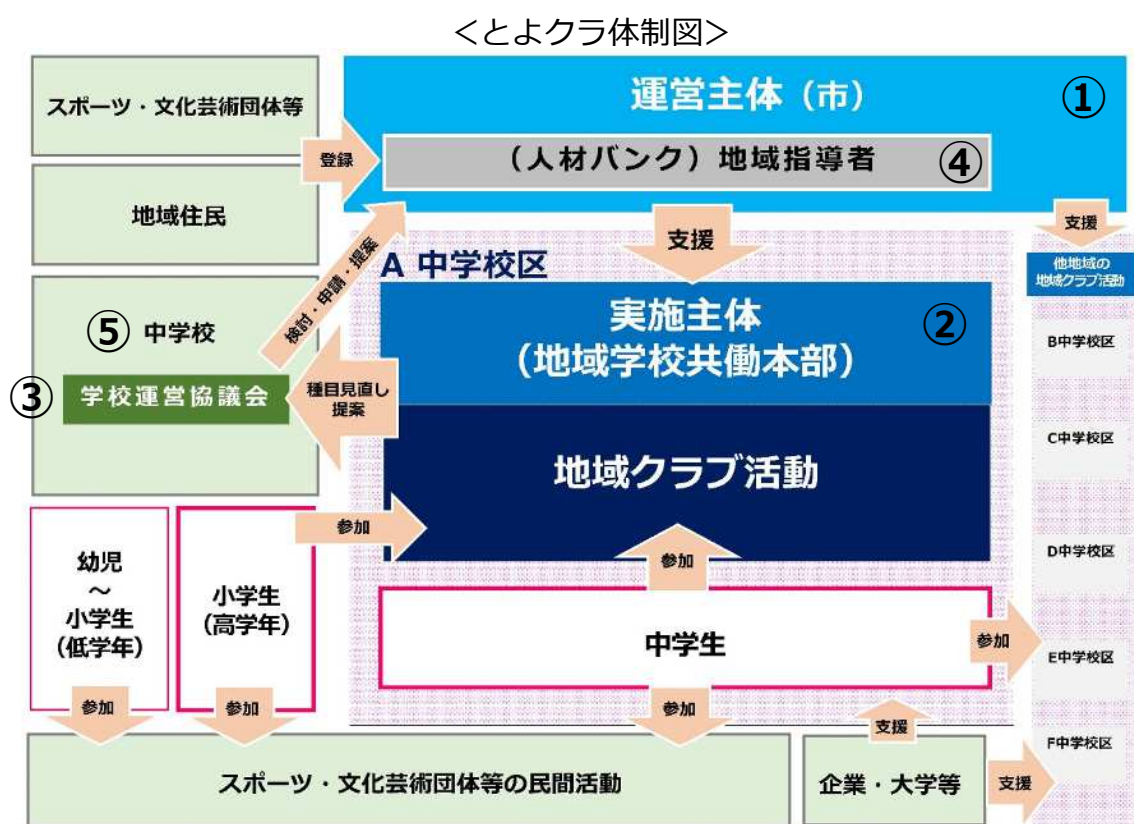
(2) 運営方針

- とよクラの運営に関与する本市、地域指導者、クラブコーディネーター及び中学校区（以下「とよクラ関係者」という。）は、本ガイドラインを基準に運営する。
- とよクラ関係者は、こどもの健全な育成に十分配慮し、これまでの学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させ、こどもたちの健やかな成長を支えるよう努める。
- 学校は、とよクラの円滑かつ持続的な運営を図るために、地域住民・保護者、自治体など多様な関係者と連携・協力し、地域に根ざした活動の推進に努める。
- とよクラ関係者は、学業を含む生徒の私生活のバランスを崩さないように配慮する。

(3) 体制

- とよクラは次の①から⑤の関係団体等により構成する。
 - ① 運営主体【本市】
 - ・ 28 中学校区の全体統括を行う運営責任機関。
 - ・ 役割は、人材バンクの運用による地域指導者の募集及びマッチング、地域指導者等向け研修会の開催、関係団体との連携及び調整、地域指導者等への謝金支払、保険加入等とする。
 - ② 実施主体【地域学校共働本部（クラブコーディネーター）】
 - ・ 各中学校区内の活動の管理、とよクラの運営等を行う機関。

- ・役割は、活動の現場監督、予算管理（物品購入及び大会参加に係る支払を含む。）、地域指導者等の活動調整及び出退管理、施設の施錠、緊急時の対応、こどもや保護者の相談窓口等とする。
- ③ 種目検討主体【学校運営協議会】
 - ・活動種目の新設、見直しに係る妥当性を検討する機関。
- ④ 地域指導者（技術指導者・補助員）
 - ・教員に代わり技術指導、見守り等を行う地域住民等
- ⑤ 中学校
 - ・こどもの健全育成のため、地域の一員として連携



- 前述の②～⑤の者は、本ガイドラインから逸脱する行為を認知した場合、早急に改善を図るとともに、改善が困難な場合は本市へ報告する。
- 本市は活動の実態把握に努め、必要に応じて指導及び支援を行うとともに、状況に応じて当該者の活動の継続を認めないことができる。

○しばらくの期間、こどものとよクラへの参加は、中学1年生の4月から中学3年生の3月までの期間とし、その間自由に入会・退会できる。小学生（高学年）の参加については、とよクラの完全移行後、クラブ運営に支障がない範囲で開始する。

- とよクラの参加費は、全てのこどもに等しく参加の機会を保障するため、原則無料とする。これにより、経済的な事情にかかわらず、誰もが安心して活動に参加できる環境づくりを目指す。ただし、こども個人に掛かる費用（例：保険料、交通費、用具購入費、競技団体登録料等）は、保護者が負担する。
- とよクラ関係者は、入学説明会、授業参観等、こども及び保護者へのとよクラの周知機会を設けるなど、とよクラの入会支援を行う。
- こどもが、自身の興味・関心に応じてとよクラへの参加を自主的かつ自発的に選択できるよう、とよクラ関係者は、活動の見学機会を積極的に設ける等の工夫を行う。
- とよクラは、全てのこどもに対して開かれた場であり、心身の障がいの有無に関わらず、全てのこどもに入会する権利がある。とよクラ関係者は、可能な範囲での合理的配慮を行い、こどもたちが安心して参加できる環境づくりに努める。
- こどもは、関心に応じて柔軟にとよクラの複数のクラブに所属することができ、とよクラ関係者は、複数クラブに所属するこどもを差別してはならない。一方、複数クラブに所属するこどもは、無理のない形で活動を継続できるよう、自身の体力、生活リズム、他のクラブの活動状況等を考慮した上で、入会の是非を判断すること。
- こどもが通学する中学校区に希望する活動がない場合、そのこどもの関心に応じて他の中学校区の活動に参加することができる。ただし、活動への参加に当たっては、とよクラの活動目的、こどもや保護者の負担等を考慮して、近隣の中学校区の活動を選択することが望ましい。

（５）退会

- 中学３年生の夏の大会後等、一定期間活動への参加する意思がない場合は、とよクラを退会する。再度活動への参加を希望する場合は、改めて入会手続を行う。
- 他のこどもの活動の機会を保障するため、本市は、指導者の指示に従わないこども、継続的にトラブルを発生させるこども等、本市が活動の円滑な運営を妨げると判断した者を、地域指導者、クラブコーディネーター等と協議した上で、退会させることができるものとする。

(6) 活動

○とよクラの活動については、以下のとおりとする。

〔授業期間中の活動〕

- ・平日の活動時間は、学校の活動が終わった直後から開始し、1 時間程度までとする。平日以外の活動時間は、原則、3 時間程度までとする。ただし、こどもの安全確保のため、日没前に帰宅可能な時刻までとする。
- ・基本、平日に2 日、土・日のいずれかを休養日とする。
- ・ただし、大会への参加等により、やむを得ず土・日両日に活動する場合は、代替休養日を確保する。
- ・定期テストの1 週間前から期間終了（以下「定期テスト期間」という。）までは、原則、活動を行わない。
※複数の学校区から子どもが集まって練習を行う場合、活動場所となる学校の定期テスト期間は、その学校での練習は行わない。
- ・1 1 月～1 月の平日は、活動できる時間が極めて短いため、原則、種目ごとの活動を休止する。

〔長期休業中の活動〕

- ・活動は週に5 日間を上限とする。ただし、大会への参加等により、やむを得ず週の活動日数が5 日を超える場合は、代替休養日を確保する。
- ・活動時間は、原則、3 時間程度までとする。

(7) 地域指導者

- 地域指導者は、活動の指導方針及び目標を明確にする。また、こどもの実態把握に努め、技術指導やクラブの運営、こどもの生活指導等を行う。
- 地域指導者は、勝利至上主義的な考え方に陥らず、生涯スポーツ・生涯学習の視点に立ち、こどもが自ら進んでスポーツや文化芸術活動に親しむ資質や能力の育成に努める。とりわけ、地域指導者は、入会希望のこどもを拒否する、他地域からこどもを集めるなど、チームを私物化してはならない。
- 地域指導者は、指導に際して保護者や地域との連携を図り、こどもの活動がより充実するよう努める。
- 地域指導者は、とよクラ以外のクラブへの入会を斡旋・推薦したり、そのクラブに入会しないことを理由に大会メンバーから外したりするなど、とよクラの趣旨に反する指導・運営を行ってはならない。
- 地域指導者は、個人が使用する物品について、特定の業者から購入するよう斡旋してはならない。
- 教員は、勤務校の校長の承認を得たうえで兼職兼業許可願を教育委員会へ提出し、地域指導者としてとよクラに参加することができる。

- とよクラとその他のクラブとの活動を明確に区分した運営を行う。

〔あいまいな例・好ましくない例〕

- ・とよクラの月別予定表にその他のクラブの予定を記載してある。
- ・とよクラの活動終了を明確にせず、他のクラブの活動を連続して同じ場所で行う。

(8) 安全確保 ～練習中のけが・事故防止のために～

ア 安全管理・指導体制

- 本市は、クラブコーディネーター及び地域指導者の指導監督体制並びに学校との連携体制を整え、こどもが常に安全に活動できる環境整備を徹底する。

イ 環境条件に応じた配慮

- 熱中症等の対策として、5月から9月の活動日又は最高気温予報が28℃を越える日は、クラブコーディネーター及び地域指導者は、WBGT（暑さ指数）を計測し、熱中症事故防止のためのマニュアルに沿って実施可否を判断する。併せて、気温・湿度・輻射熱等に応じ十分な水分補給や休息時間を確保するとともに、こどもが活動中に気分が悪くなったときには、必ず申し出るよう徹底させ、体調の変化に留意する。
- 急激な天候の変化(雷、大雨等)が想定される、又は変化があった際には、クラブコーディネーター及び地域指導者は、自身の判断で活動を停止し、とよクラに参加するこども（以下「参加者」という。）を安全な場所に避難させる等、迅速な対応をする。

ウ 救急対応の日頃からの備え

- 本市は、緊急時の救急体制や連絡体制を整備し、クラブコーディネーター、地域指導者、学校、参加者等に周知する。
- クラブコーディネーター及び地域指導者は、参加者の生命や身体の安全確保のため、日頃から負傷事故防止に努め、緊急時には迅速に対応しなければならない。
- とよクラ関係者は、AED、担架、救急箱の設置場所等の確認を行う。

エ 活動内容

- クラブコーディネーター及び地域指導者は、練習の目的及び方法を参加者に十分理解させる。特に、トレーニング機器を使用する場合は、科学的理論に基づいた正しい使用方法及び効果を、事前に使用者に理解させる。

オ 大会における引率

- 参加者が校外で活動するときは、保護者による送迎や地域指導者の引率が必要である。引率に当たっては、技術面の指導のみではなく、参加者の安全管理を含むものとする。

カ 施設利用、道具の使用

- 地域指導者は練習場所・使用器具について、使用前の点検を行い、参加者の安全確保に努める。
- 練習場所・使用器具の異常が見つかった場合は、直ちに使用を中止し、安全が確認できるまで使用を控える。

(9) 健康管理

ア 参加者の健康管理

- 地域指導者は、日頃から自己の健康管理について関心や意識を持たせ、適度な休養と栄養の補給に留意させる。また、体調不良の参加者にその旨を直ちに申し出るよう指導し、申し出があった際は、適切な処置を行う。特に、新入会員に対しては一層の配慮が必要となる。

イ 家庭との連携（持病・家庭環境調査など）

- クラブコーディネーター及び地域指導者は、保護者からの意向が示された場合には、持病等について参加者が安全に活動するために必要な情報を把握する。なお、これらの情報は個人のプライバシーに関わる重要な情報であり、活動に関わる指導者間のみで適切に共有し、情報の取り扱いには十分な配慮を行う。

ウ 個に対応した練習の設定

- 中学生の時期は、発育・発達段階に著しい個人差がみられるため、地域指導者は発育・発達期の心身の特徴を十分理解し、画一的な練習内容ではなく、個人差を踏まえた練習内容とする。
- 練習にあたっては、こども一人一人の状態を把握し、個への配慮を心がける。

(10) 事故発生時の対応

- 事故が発生した場合は、緊急時対応マニュアル等に沿って対応するとともに、次のことにも配慮することが必要である。
 - ・参加者の安全を最優先させるとともに、事故の事実関係を正しく把握する。
 - ・必要な場合は、躊躇なく救急車を要請する。
 - ・負傷者の状態を把握しておくとともに、指導者同士及びクラブコーディネーターの連絡・協力体制を整える。
 - ・保護者への連絡は、こどもが負傷した親の気持ちに立ち、態度、伝え方等に留意し、迅速・適切・誠実な対応を心がける。
 - ・事故が発生した状況や対応については、5W1Hを明らかにした記録を時系列に沿って残す。

- ・事故が発生した際には、その状況等を速やかにクラブコーディネーターへ報告し、再発防止に努める。特に、学校施設に起因する事故については、学校とも連携を図り、同様の事故の再発防止に努める。

2 地域指導者による指導

(1) 地域指導者の役割

特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

(中学校学習指導要領 第1章 総則 第1章第5の1のウ)

- 技術指導のほか、これまでの学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させるため、参加者の社会性・協調性の育成に努めるとともに、参加者の体力の向上、豊かな人間性の育成及び生活の充実も図る。
- 参加者及びその保護者との信頼関係を構築するとともに、他の指導者・クラブコーディネーターとの円滑な連携を図る。
- 参加者間のトラブルの解消に対しては、公正かつ柔軟な対応を心がける。
- 参加者が安全・安心な活動を行うために、活動場所・道具の安全点検を活動前に実施する。
- 参加者の怪我、体調不良等への対応は、迅速かつ適切に実施する。
- 活動計画を立て、参加者の発達段階に合わせた練習を行う。活動計画を作成する際には、1年間を通してバランスの取れた活動ができるように配慮する。
- とよクラと学業を含む私生活のバランスを図るため、これまでの学校部活動に準じ、定期テスト週間等の「活動を行わない日」を適切に設定する。
- 参加者が、自身が所属するとよクラのクラブと類似の地域スポーツクラブ等に所属する場合は、互いの活動を把握し、参加者の心身の健全育成、適切な休養日の設定等に留意する。

(2) 地域指導者の区分

- 地域指導者を以下の2区分に分け、円滑なクラブ運営を図る。

区分	役割	謝金
技術指導者	技術的な指導、練習メニューの作成、地域学校共働本部との連絡調整 など	有
補助員	技術指導者のサポート・代理（指導補助、安全管理のための見守りなど）	有

○とよクラの趣旨を踏まえ、地域指導者の謝金の支払対象となる業務は、次のとおりとする。

- ・とよクラに係る練習、練習試合、大会・コンクール等（以下「大会等」という。）への引率等
- ・参加者が大会等に出場するために不可欠な監督会議・説明会、大会等の準備・運営、審判等への参加
- ・参加者が大会等に出場するために不可欠な資格を取得するための指導者講習会、審判講習会等への参加時間

○地域指導者は1回の活動で原則2人までを謝金支払の対象とするが、登録者が40人を超える場合は、安全管理のため20人につき1人の地域指導者の増員を可とする。

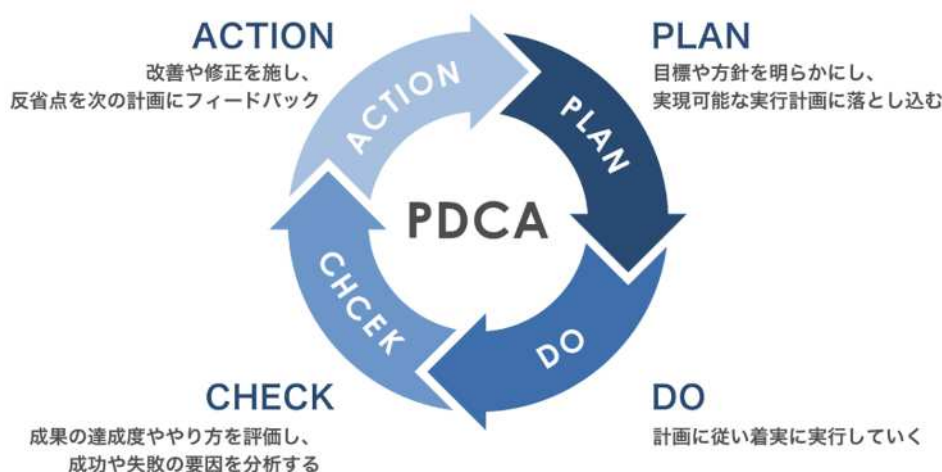
（例）中学生41～60人：地域指導者3人

中学生61～80人：地域指導者4人

※ただし、登録者数と活動実態が大きく乖離している場合はこの限りではない。

（3）目標設定

- 「こどもファースト」の考えをもち、参加者の生活のバランスや将来的な成長につながり、参加者の自己肯定感を高め、自信につながるような目標を設定することが大切である。
- 参加者の意欲向上のために、目的に照らし合わせ、参加者一人一人の体力・技術に見合った目標を設定したり、個人や集団としての取組を明確にしたりすることで、活動の活性化につなげることが大切である。
- 目標設定の場では、こどもと共に具体的な目標を設定することにより、PDCAサイクルの効果を高め、練習の効率化や成果につなげていくことが大切である。



- 参加者の自主性を尊重した活動となるよう、勝利至上主義的・結果優先的な考え方ではなく、参加者の状況に応じた目的・目標を設定する。

(4) 効果的・効率的な指導

ア 限られた時間での効率的な練習

- 参加者と課題や目標を共有し、科学的根拠に基づく合理的かつ前向きな指導を行うことで、参加者一人一人の長所を伸ばすよう努める。
- 集中力の持続を考慮した練習時間を設定する。
- 限られた時間の中で最大限の効果を得るために、集中力と緊張感を大切にしたい指導を行うことが重要である。

イ レギュラーでない選手の充実感

- 活動に対する充実感は、試合や大会への出場のみで得られるものではないため、日々の練習でも実感できるような工夫が必要である。

ウ 指導者間の情報共有

- 複数の指導者が関わる場合、指導方針等に相違があると、参加者が戸惑ったり、理解が難しくなったりすることがある。そのため、指導者同士が十分に情報を共有し、指導方針や内容に一貫性を持たせることが重要である。
- 補助員による活動が行われる場合には、参加者が安全かつ安心して活動できるよう、技術指導者は事前に、補助員のみでも練習を円滑に進められる内容を設定し、適切に引き継ぐことが重要である。

エ 不慣れなこどもへの配慮

- 地域指導者は、とよクラ、家庭生活、学校生活等、それぞれの活動が無理なく進められるよう、不慣れなこども、特に入会当初の1年生の指導には細心の配慮が必要である。とりわけ、学校行事等による身体的負荷にも配慮する。

(5) 適切な休養

- 練習の効果を高めるには、トレーニング負荷と回復のバランスが大切であるため、適切な休養を設定する必要がある。
- 適切な休養を設定することは、けが及びスポーツ障害の防止のみならず、体力向上にもつながる。

(6) 指導力の向上

- 教育的配慮に基づいた適切な指導が行えるよう、本市が指定する指導基礎研修【受講必須科目】及び簡易テストに取り組み、とよクラの趣旨を十分に理解して活動を行うことが大切である。

- 最新のコーチング方法や種目に特化した指導技術等を学ぶため、本市が主催する指導力向上研修【受講任意科目】等に参加し、自身の指導力の向上に努める必要がある。

(7) 不適切な指導の防止

- 地域指導者は、参加者の心身の健全な成長を最優先に考え、教育的配慮に基づいた適切な指導を行う。
- 体罰や暴言、威圧的な言動、差別的な対応、感情的・過度な叱責等、こどもの尊厳を損なう、又は人格形成に影響を及ぼす言動・行為は一切行ってはならない。
- 地域指導者・クラブコーディネーター・保護者が、日頃から健全な指導が行われているかを互いに確認しあうことが重要である。疑義が認められた際には、必要に応じて本市や学校へ速やかに報告することが求められる。本市は、学校と連携して、事実確認、指導、再発防止策の検討等、適切な対応を行う。
- 活動を通じて参加者と私的な関係を築くこと及び第三者にそのように誤解されるような言動は慎み、公正で信頼ある指導に努めなければならない。
- 活動を通じて知り得た個人情報等を漏洩してはならない。個人情報の保護に関する法令を遵守し、信頼性の高い指導に努める。なお、地域指導者を辞めた後も同様とする。

3 クラブコーディネーターによる運営事務

(1) クラブコーディネーターの役割

- 本市及び学校と連携を図りながら、とよクラを運営する。指導者の確保、コーディネーターの調整、活動の立ち上げ支援等を総合的に推進し、とよクラの円滑な実施と持続的な発展を支える。
- 地域指導者の負担軽減の観点にも配慮しつつ、日常の運営、指導において、必要な場合にはクラブコーディネーターが適切な指示を行う。
- 参加者間のトラブルが発生した場合は、地域指導者と連携し、その解消にあたり、とよクラの円滑な運営を図る。
- クラブコーディネーターは、活動において知り得た個人情報を漏洩してはならない。なお、クラブコーディネーターを辞めた後も同様とする。また、個人情報の保護に関する法令を遵守し、信頼性の高い運営に努める。
- 個人情報を含む媒体は、不正利用がないよう適切に管理しなければならない。

(2) クラブコーディネーターの区分

○クラブコーディネーターを以下の2区分に分け、円滑なクラブ運営を図る。

区分	役割	謝金
マネージャー (本市職員)	地域指導者の勤怠管理・施設管理・大会申込・選手登録・学校、保護者の総合窓口・地域指導者の調整 など	有
コーディネーター (有償ボランティア)	マネージャーの代理・補完	有

(3) 安全管理・緊急対応

ア 安全管理・指導体制

○日常の活動で指導する地域指導者の人数を調整・管理し、参加者が常に安全に活動できる環境整備を徹底する。

イ 環境条件に応じた配慮

○1(7)に記載された安全管理を徹底する。特に、異常な高温や急な天候の変化等の際には、クラブコーディネーターが活動を一時的に中止するなど、適切な判断を行うことが重要である。

ウ 救急対応の日頃からの備え

○参加者の生命や身体の安全確保のため、地域学校共働本部ごとに熱中症予防・救命救急の研修等を行い、緊急対応が適切かつ迅速に実施できるような体制づくりに心がける。

○応急手当に必要となる物品の使用状況を定期的に点検し、必要に応じて補充する。

エ 学校との連携

○とよクラの運営において、参加者の健康管理・安全確保等に取り組む場合には、学校内の保健体育科担当の教諭、養護教諭等の専門的知見を有する関係者の協力を得ることも効果的である。

(4) 運営費管理

○本市の基準に基づき、運営費を管理する。

○原則、現金での徴収・管理を行わないよう心がける。やむを得ず現金で徴収・管理する場合は集金者の責任のもと、厳重に管理する。

4 学校との連携

- 当該学校の生徒が、地域クラブ活動に参加している場合には、学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図り、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障することが必要。
- 特に、生徒が平日に部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合など、異なる者が生徒の指導に当たる場合には、指導の一貫性を確保する観点から、生徒の活動状況に関する情報共有等を行い、緊密な連携を図ることが必要。
(令和6年12月「部活動改革に伴う学習指導要領解説の一部改訂について」より引用)
- 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が大切。
- 学習指導要領については学校における教育課程の基準であり、現行の部活動についての記載も学校の教育課程との関連を中心に行われているものであることに留意が必要であり、地域クラブ活動と学校との必要な連携など、地域クラブ活動の実施に当たっての留意点等については学習指導要領解説や部活動ガイドラインなどにおいて詳細を記載していくことも考えられる。
(令和7年5月16日「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ より引用)

(1) 学校施設の利用

- 参加者の移動、保護者の送迎等の負担を考慮し、とりわけ平日のとよクラは、原則として参加者が在籍する中学校を活動場所とすることが適切である。
- とよクラが円滑に行われるよう、学校が認めた範囲で学校施設・設備を使用できる環境が必要であり、学校はこれらの施設を管理及び提供する責務を負う。
- 学校施設利用に当たっては学校教育活動を優先とし、教育活動の支障にならないよう、学校及びクラブコーディネーターが連携を図ることが大切である。

(2) とよクラとの具体的な連携内容

ア 連携体制の構築

- 学校は地域の一員として、参加者一人一人に寄り添い、本市、クラブコーディネーター及び地域指導者と積極的に連携して参加者の健やかな成長を支えていくことが大切である。

- 学校部活動が持つ教育的意義を継承・発展させるためには、学校はとよクラに対して必要な支援を行うとともに、特別活動を通じた成果発表の場を設けるなど、学校と連携しながら活動の教育的価値を高めていくことが大切である。
- 運営及び指導の目標や方針を立てる際等、地域指導者が支援を必要とする場面では、学校は適切な支援を行うよう努めることが必要である。
- とよクラの運営における様々な課題等について、全てを地域人材だけで解決することは困難であり、参加者への影響も懸念されるため、学校は以下の相談体制（「総合相談窓口」と「個別相談窓口」）を構築するとともに学校経営案に明記し、教員も連携して支援（参加者への技術指導、地域指導者間の調整等は除く。）に当たることが大切である。

- ・「総合相談窓口」

マネージャーとの連絡及び調整（例：学校の年間行事予定の把握、活動予定の調整）を行うほか、クラブコーディネーター、保護者、地域指導者等からの包括的な相談対応を担う。この窓口は、学校全体の運営を把握している教頭などの管理職が主に担当することで、とよクラとの円滑な連携を図る役割を持つ。

- ・「個別相談窓口」

地域指導者、参加者、保護者等からの個別の相談に対応する窓口であり、より現場に近い立場から支援を行う。令和 8 年度は学校部活動顧問がその役割を担い、令和 9 年度以降は生徒指導担当や各学年主任などが担当することで、参加者の状況に応じた柔軟な対応を行う。

- 学校は、参加者の健全育成及び安全確保のため、とよクラ関係者に対して必要な個人情報を提供することができる。ただし、提供にあたっては、目的を明確にし、保護者の同意を得た上で、必要最小限の範囲に限定し、個人情報の保護に十分配慮しなければならない。

イ 緊急対応

- 事故、自然災害等の緊急事態発生時は、地域の一員として対応及び支援を行うことが必要である。

ウ 理解促進・周知活動

- 入学説明会、授業参観等の学校行事の機会を活用し、こども及び保護者に対して「とよクラ」の趣旨・内容・参加方法等についての説明及び案内を行うことが望ましい。
- 新入生が円滑にとよクラへ参加できるよう、入会手続の支援や小学校への情報提供等、小学校と連携した取組を行うことが重要である。

(3) 新種目の立ち上げ・合同活動

- とよクラでは、生涯スポーツ・生涯学習の観点から、こどもの興味に応じて新種目を立ち上げることが求められるが、活動の充実のためには、学校や地域の実情に応じて種目数を調整することも必要である。その判断に当たっては、各中学校の学校運営協議会において、活動場所の確保状況、将来的なこどもの数や入会希望者の変動による活動の継続性等を協議し、本市に提案する。本市は、学校運営協議会からの提案を踏まえ、必要に応じて学校及びクラブコーディネーターと協議を行った上で、最終的な決定を行う。

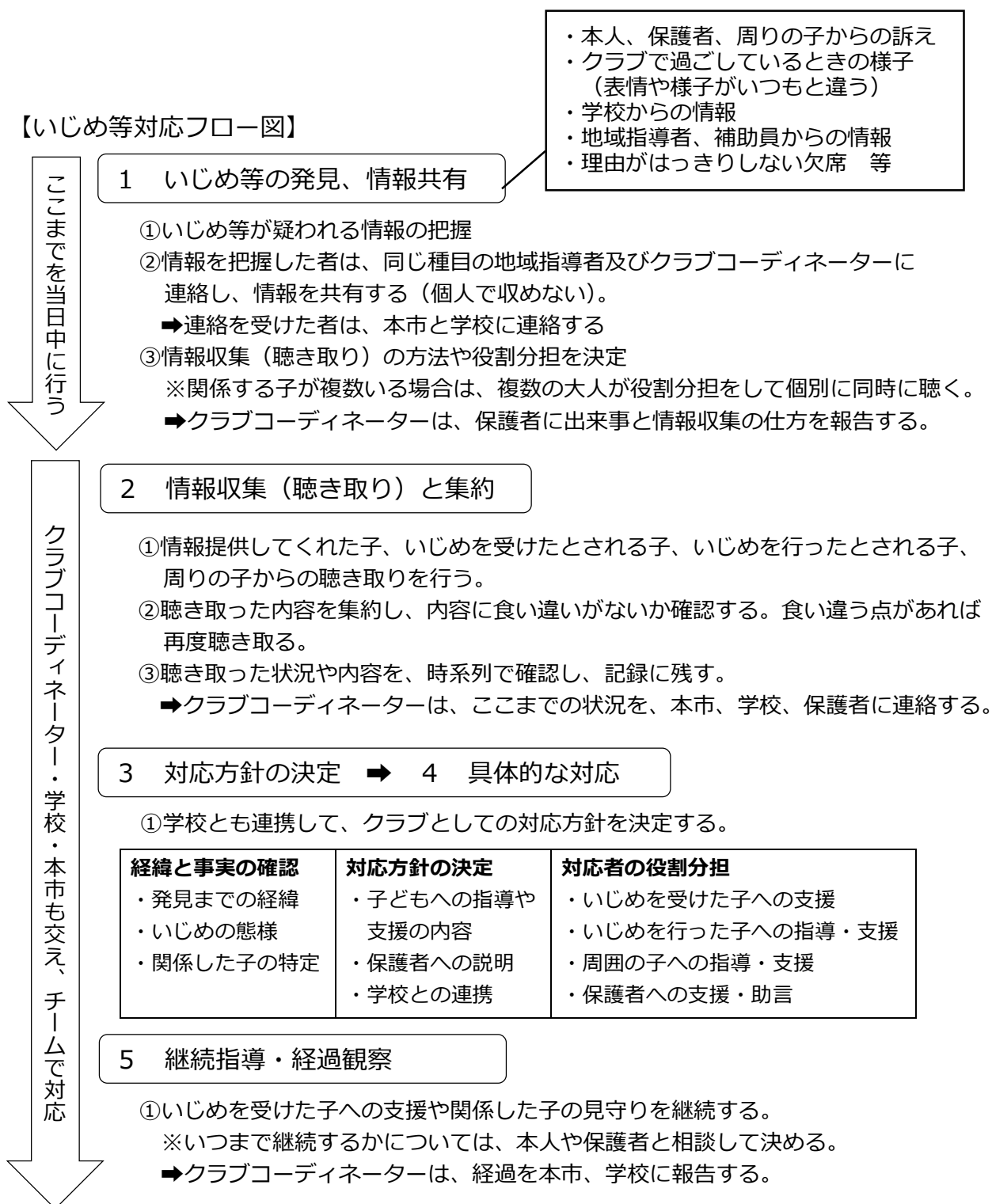
(4) 教職員の参加

- スポーツ・文化芸術活動を通じてこどもの成長を支えたいと考える教職員も少なくないことから、教職員が地域の一員としてとよクラに参加しやすい環境づくりが必要である。

5 相談・対応フロー

- とよクラは、参加者が安心して活動できる場であることが何よりも大切である。そのためには、市が作成したフロー図をもとに、いじめやハラスメント、緊急事態が発生した際に、迅速かつ適切に対応できる体制を整えておく必要がある。
- 活動の実態に応じた対応フローを事前に策定し、関係者全員で共有及び理解しておくことが効果的である。場当たりの対応を避け、一貫した対応を行うことで問題や被害の拡大を防ぐとともに、当事者だけでなく指導者自身を守るためにも、策定された対応フローに沿って行動することが重要である。

【いじめ等対応フロー図】



【ハラスメント対応フロー図】

- ・本人、保護者、周りの子からの訴え
- ・クラブで過ごしているときの様子（表情や様子がいつもと違う）
- ・学校からの情報
- ・地域指導者、補助員からの情報 等

1 ハラスメントの発見、情報共有

- ①ハラスメント行為の情報を把握
- ②情報を把握した者は、クラブコーディネーター等に連絡し、情報を共有する。
➡連絡を受けた者は、本市と学校に連絡する。
- ③情報収集（聴き取り）の方法や役割分担を決定
※複数の大人が役割分担をして個別に聴く。
➡クラブコーディネーターは、保護者に出来事と情報収集の仕方を報告する。

2 情報収集（聴き取り）と集約・該当指導者による指導の一時停止

- ①事実確認等が終了するまで、ハラスメントが疑われる指導者による指導を停止する。
- ②情報提供してくれた子、ハラスメントを受けたとされる子、周りの子、指導者からの聴き取りを行う。
- ③聴き取った内容を集約し、内容に食い違いがないか確認する。食い違う点があれば再度聴き取る。
- ④クラブコーディネーターは聴き取った状況や内容を、時系列で確認し、記録に残す。
➡クラブコーディネーターは、ここまでの状況を、本市、学校、保護者に連絡する。

3 対応方針の決定 ➡ 4 具体的な対応

- ①学校とも連携して、クラブとしての対応方針を決定する。

経緯と事実の確認	対応方針の決定	対応者の役割分担
・発見までの経緯 ・ハラスメントの態様	・ハラスメントを受けた子への対応 ・保護者への説明 ・学校との連携	・ハラスメントを受けた子への支援 ・周囲の子への支援 ・保護者への支援

5 指導者の指導継続の可否を判断

ハラスメント行為が認定された指導者について、本市が指導継続の可否を審査し、必要に応じて指導者としての活動を停止するなどの措置を講じる。

6 指導者への指導・経過観察

- ①ハラスメントを行った指導者へ再発防止の指導を行い、経過を観察する。
- ②ハラスメントを受けた子や周囲の子への支援を継続する。
➡クラブコーディネーターは、経過を本市、学校に報告する。

クラブコーディネーター・本市・学校が連携し、チームで対応

【緊急時の対応】

